

議第八十八号

審査請求に関する諮問について

審査請求人から、給与に関する処分について、次のとおり地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六条第一項の規定により審査請求があったので、同条第二項の規定により諮問する。

令和四年六月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 審査請求人

元県立高等学校教諭

二 審査請求の年月日

令和三年五月十八日

三 審査請求の趣旨

教育委員会が令和三年三月五日付けで審査請求人にした退職手当支給制限処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

四 審査請求の理由

審査請求人が、飲酒運転をし、及びガードレールに接触する事故を起こしたことを理由として懲戒免職処分を受けたことに伴い、教育委員会が、令和三年三月五日付けで岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号。以下「本件条例」という。）第十二条第一項の規定に基づき退職手当の全部を支給しない処分を行った。

退職手当は給料の後払い的性格が主であり、支給することが原則であるから、その全部を支給しない処分を行うことができるのは本件条例第十二条第一項が規定する全ての事情を考慮した上でやむを得ない場合に限られるべきところ、本件処分は、「教育公務員に対する信用を大きく失墜する」という事情しか考慮していない点で同項に違反する。

また、信用の失墜が「大きい」とまではいえないこと、審査請求人が教諭として果たしてきた職務及び責任は小さくなく、勤務の状況は良好であったこと、免職処分に該当する非違行為の中では飲酒運転の非違性は最も軽いこと、審査請求人の飲酒運転は飲酒運転事案の中では悪質でも重大でもないことその他の事情を考慮すれば、退職手当の全部を支給しない処分を行うことはできない。

本件処分には、本件条例第十二条第一項の解釈及び適用を誤った違法があることから、速やかに取り消されなければならない。